

府関与ポストの見直しの経過等について

法人名	審議会	ポスト	意見
大阪府道路公社	H22.1	理事長（常勤）	高速道路無料化対応等の課題はあるが、府関係者の配置は理事長のみでよい。
		専務理事（常勤）	償還までの間の管理業務であり、事業内容は複雑ではない。府の行政経験の必要性は低く、民間人の登用を検討すべき。
	H25.12	理事長（常勤）	ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）に関し、公社が道路事業者の立場として府と一体的立場に立って協議に参画し、所期の目的を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。なお、道路の利用促進、道路建設資金償還スキーム（投資回収的役割）の実行に限れば、府関係者に限定する必要性は積極的に認められないという意見のあったことも付言する。
	H28.7	理事長（常勤）	当該法人は、平成29年度当初を目途に道路公社路線も含めた料金体系の一元化を目指すなど、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に取り組んでいる。公社が道路事業者として府と一体的立場に立って協議に参画し、同構想を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。
(公財)西成労働福祉センター	H22.1	理事長（非常勤）	府が担うべき、あいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす（府の労働施策を補完）ためには、府からの人的関与の必要性は高い。現理事長が週2日勤務の非常勤であることは、職責から考えてどうか。常勤の理事長配置が望ましく、常勤2名が必要。
		専務理事兼事務局長（常勤）	府が担うべき、あいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす（府の労働施策を補完）ためには、府からの人的関与の必要性は高い。常勤の理事長配置が望ましい。常勤2名が必要。
	H25.12	代表理事（非常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 当審議会の審議の中では、非常勤の代表理事、常勤の業務執行理事（兼事務局長）という配置形態・役割分担について、代表理事を常勤化すべきとの意見もあったが、現在、大阪市では、平成25年度から5年程度かけて実施する西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり非常勤の代表理事を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
		業務執行理事（常勤）	
	H28.7	代表理事（非常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。
		業務執行理事（常勤）	現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。